

< 報道発表資料 >

令和 8 年 3 月 1 3 日

京都市都市計画局建築指導部建築安全推進課

令和 8 年度 吹付けアスベスト除去等助成事業

京都市では、建築物に使用された吹付けアスベストによる健康被害を防止するため、吹付けアスベストの有無に関する調査及び吹付けアスベストの除去等工事に対して、補助金を交付する事業を実施しています。

吹付けアスベストは、経年劣化などにより飛散し、建物利用者の健康被害につながるおそれがあり、市民の方々のアスベストへの関心も高まっています。本事業は予算に限りがありますので、お早めにお申込みください。

【事業の概要】

本事業は、令和 8 年度予算が成立した場合に実施します。事業実施には当該予算に係る市会での議決が前提となりますので、あらかじめ御了承ください。

< 対象要件及び補助金額 > ※1

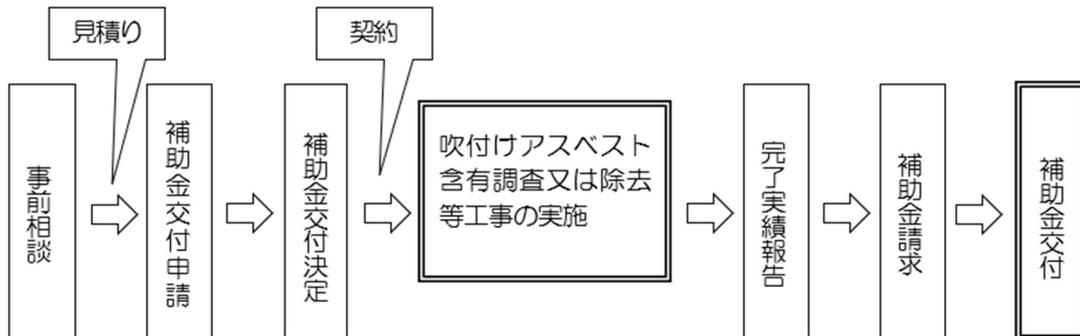
	含有調査	除去等工事 (除去、封じ込め及び囲い込み)
対象建築物	<u>アスベスト含有のおそれがある吹付け建材</u> が使用されている建築物	<u>吹付けアスベスト</u> ※2 が使用されている建築物
補助金額 ※3	吹付けアスベストの有無を調査する費用の <u>全額</u> (上限 2 5 万円)	吹付けアスベストの除去等工事に要する費用の <u>3 分の 2 の額</u> (上限 1 0 0 万円)
対 象 者	対象建築物の所有者 (分譲マンションなど区分所有建築物である場合は、管理組合の代表者)	
主な補助要件	<ul style="list-style-type: none"> ・解体の予定がない建築物 ・建築物石綿含有建材調査者が関与していること ※4 	

- ※ 1 上記のほかにも補助の要件がありますので、詳しくは建築安全推進課までお問合せください。
- ※ 2 吹付けアスベストのほか、アスベスト含有率が 0.1% を超える吹付けロックウールが対象となります。
- ※ 3 事業に要する費用のうち、消費税及び地方消費税は補助の対象外となります。
- ※ 4 含有調査は、建築物石綿含有建材調査者が調査し、除去等工事は、建築物石綿含有建材調査者が実施計画を策定する必要があります。

< 建築物石綿含有建材調査者 >

国土交通省の「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程」に基づく講習を受講した、建築物におけるアスベスト含有建材の調査を行う専門家です。

【助成事業の流れ】



※ 工事の契約や着手の前に、補助金の交付決定を受ける必要があります。申請に当たっては事前に、建築安全推進課まで御相談ください。

【受付開始日・申請方法】

事業の申請期間は以下のとおりです。受付開始日の前は事前相談のみとなります。

< 受付開始日 > 令和8年4月1日（水）～

※完了実績報告を令和9年2月26日（金）までに行う必要があります。

< 申請方法 > 持参、郵送又はメール

※メールによる提出を御希望される方は、建築安全推進課まで御連絡ください。

【申込窓口及びお問合せ先】

京都市都市計画局建築指導部建築安全推進課

住所：〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

電話：075-222-3613

FAX：075-212-3657

【事業の詳細ページ】

- 京都市吹付けアスベスト除去等助成事業

URL：<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000324485.html>

二次元コード：

